

10 環境への負荷が少ない生活・

事業活動



現況と県の取組

(1) ライフスタイル転換の促進

▶ 私の環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ

環境問題は、通常の事業活動や私たちの日常生活と深く結びついています。一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境への負荷が少ない生活や事業活動を実践していくことが必要です。

県では、1992年の「地球サミット」を契機に、地球環境問題に取り組むための行動指針「アジェンダ21 かながわ」を策定しました。県民・企業・行政の3者協働で「かながわ地球環境保全推進会議」を設立し、その推進を図ってきました。そして現在は、社会環境の変化に対応したより取り組みやすい内容とするため、2015年7月に採択・策定した「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」を掲げて、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

「私の環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」では、「マイエコ10(てん)宣言」を推進しています。一人ひとりが、自らが実践したい環境にやさしい行動メニューを10個選択し、宣言するもので、主体的な取組がなされることを目指しています。

▶ キャンペーンやイベントの実施

省エネルギーや節電などを含めた地球温暖化防止への取組について、県民や事業者の理解を一層深め、率先して行動していただくよう「ライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施しました。

私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ マイエコ10宣言		年	月	日
7月
お名前
お住まいの市町村
ご年齢
性別
職業
所属企業
マイエコ10宣言

トライ!マイエコ10宣言

16の環境にやさしい取組の中からできそうなことを10個選んで、実践しましょう!

★実践する内容のチェック欄に○印を記入してください。

① 太陽光発電など再生可能エネルギーを利用する	② 照明をこまめに消すなど電気を賢く使う	③ ごみの少なくなるものや、長く使えるものを選んで買う	④ 調理方法の工夫や、食後の期限切れのチェックをして、生ごみを減らす
⑤ リユースショップやファーマーマーケットを利用する	⑥ ごみはルールに従って、分別して出す	⑦ 電車、バスなど環境負荷の少ない交通手段を利用する	⑧ 洗剤は消費を減らすなど、できるだけ水を汚さない
⑨ 洗濯や風呂で、水の無駄づかいをしない	⑩ 買てられなくなった生ごみを屋外に放さない	⑪ 農業に関わるふれあいの場に参加する	⑫ 農産物や卵を利用し、地元の産品を購入する
⑬ 壁に断熱を施すなど、多様な生活ものが一緒に暮らせる環境を守る	⑭ 断熱に配慮したまちづくりに関心をもち、パブリックコメントなどで提案する	⑮ 環境省計画やエコチェンジャーなどを活用して自分の行動をチェックする	⑯ 環境に関する講座やイベントに参加する

(マイエコ10宣言)



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f160477/>



(キャンペーンポスター)

また、2020年度から再生可能エネルギーの利用拡大を目指し、太陽光や風力など自然の電気の購入を希望する家庭などを募り、購買力を高めることで、お得な電気代でご利用いただく「みんなでいっしょに自然の電気（みい電）」キャンペーンを実施しています。

さらに、かながわ地球環境保全推進会議では、「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10（てん）トライ」の周知と浸透を目的に、「地球環境イベント かながわエコ10（てん）フェスタ」を開催しています。その他、市町村等と連携し、県内の様々な環境イベントに参加しています。

※ エコ10フェスタは、2020、2021、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

（2）環境への負荷が少ない事業活動の促進、実践

▶ 中小企業に対する金融支援

中小企業者、協同組合等が取り組む公害防除のための施設改善や、産業廃棄物処理施設の整備、窒素酸化物（NOx）対策や土壌汚染対策の実施、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の導入等に必要な資金の調達を、神奈川県中小企業制度融資により支援しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/>

対象となる神奈川県中小企業制度融資

資金名	環境・省エネルギー対策融資
融資限度額（原則）	中小企業者 8,000万円 協同組合等 1億2,000万円
融資利率（固定）	年利1.6%以内（2021年度当初時点）
融資期間	1年超10年（運転資金7年）以内



▶ ISO14001 審査登録の普及促進

（地独）神奈川県立産業技術総合研究所では、県内中小企業のISO14001¹審査登録や、登録後の運用管理等を支援するため、事業者の要請に応じて技術アドバイザーの派遣等を行っています。

<https://www.kistec.jp>



▶ 中小企業向け環境マネジメントシステムの普及促進

中小企業者が導入しやすい環境マネジメントシステム²の普及を図るため、ホームページによる情報提供を行っています。県が実施する省エネ診断の際には、省エネ対策の一つである環境マネジメントシステムの周知を図っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/p892617.html>



¹ 国際標準化機構（ISO）が発行する環境マネジメントシステムに関する規格の総称

² 環境に関する方針や目標を組織や事業者が自ら設定し、目標達成に向けて取り組んでいくための体制・手続等の仕組み

▶ 環境への負荷が少ない事業活動の実践

県では、「神奈川県環境方針」を定め、環境に配慮した事業活動を行っています。この方針では、環境マネジメントシステムを運用し、地球温暖化防止や循環型社会づくりのために取り組むこととしています。環境マネジメントシステムの運用は、SDGsの推進や脱炭素社会の実現にも資することから、今後も、全庁を挙げて着実に取り組んでいきます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f534419/index.html>



(3) 環境と調和した農林水産業

▶ 環境保全型農業

「環境保全型農業推進基本方針」に基づき、土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の削減に取り組む農業者への技術支援を行っています。また、農業が持つ物質循環機能を生かした持続的な生産を行うためには、家畜排せつ物や食品廃棄物等の有機性資源を堆肥等として有効利用するとともに、環境への負荷に配慮した適正な施肥が重要です。そのために、地域で発生する有機物の利用を推進するとともに、「神奈川県作物別施肥基準」を策定し、土壌診断に基づいた適正な施肥指導を行っています。さらに、地球温暖化防止や生物多様性保全に有効な営農活動や、「グリーンな栽培体系」への転換に向けた取組、有機農業推進に向けた地域ぐるみの取組について助成し、一層の環境保全型農業の推進を図っています。

そのほかに、エコファーマー制度や、「環境にやさしい農業を進める宣言」をした生産者団体と知事が協定を結ぶ制度を推進し、農業者への意識啓発を図っています。

環境保全型農業の推進には、県民や消費者の理解促進が重要であり、ホームページでエコファーマー、協定締結団体、有機農業者の紹介などを行っています。

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/nousin_top_06.html



新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
13	36	55	84	95	118	138	154

エコファーマーとは

国では、環境にやさしい農業を進めるため、1999年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」をつくりました。この法律に基づき、堆肥等による土づくりと、化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする計画を作成し、知事が認定した農業者を「エコファーマー」と呼びます。

県では、通常の栽培で使用する化学肥料及び化学合成農薬の使用量（慣行レベル）より3割以上減らして栽培することを推進しています。

認定された農業者は、農作物にエコファーマーマークをつけることができます。（エコファーマーマーク）

持続農業法は、2022年7月1日付けで「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律（みどりの食料システム法）」の施行に伴い廃止されましたが、経過措置として現在認定を受けている計画については、その認定期間中はエコファーマーとして活動できることとされています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f6620/>



▶ 畜産環境保全対策

畜産事業者が整備する家畜排せつ物処理施設・機械等に対して助成を行い、家畜排せつ物の適正な管理を推進するとともに、資源リサイクルを図っています。処理施設等で生産された家畜ふん堆肥は農地に還元され、地力向上の資材として有効利用しています。

家畜ふん尿処理施設等による堆肥化の状況

	2019年度	2020年度	2021年度
総家畜ふん量 (t)	214,065	212,059	205,222
堆肥化仕向け量 (t)	201,658	201,421	195,831
家畜ふん堆肥化率 (%)	94	95	95

▶ 県産木材の有効活用

森林を恵み豊かなものとして再生していくためには、「森林の資源循環」を取り戻すことが重要です。

県では、間伐材の搬出に対する支援を行うなどして、県産木材を使った製材品の増産を図るなど、県産木材がより身近になるような取組を行っています。また、学校などの公共性が高い施設における県産木材の使用に対して支援しています。

県民が木材の良さに触れる機会を増やし、森林資源の有効活用が森林環境の保全につながることをPRしています。



内装の木質化
(松田町立松田小学校体育館棟)

▶ 地産地消

地域の特産物をはじめ、新鮮で安全・安心な農林水産物を地域住民に提供する、地産地消の取組を推進しています。これまでは、生産性を向上させるための機械・施設の導入や、直売施設等の整備に対して主に支援を行ってきましたが、さらなる促進には、多様な県民の期待やニーズに応える積極的な取組が必要です。

そこで、消費者（一般消費者、加工・小売・飲食業者）のニーズや期待に応じたものを生産して提供することや、今後の需要が見込まれる農作物を実証栽培して生産拡大を図るなど、新たな地産地消の取組を進めています。

・「かながわブランド」と「かながわブランドサポート店」

「かながわブランド」に登録された地域の優れた農林水産物やその加工品などを、消費者にわかりやすくPRするとともに、県内産農林水産物のPR・消費拡大を図っています。

また、県内産農林水産物やその加工品の取扱いに意欲的な店舗に対し、「かながわブランドサポート店」として登録する取組を進めています。

▶ 農地の有効利用と多面的機能の発揮

・中高齢ホームファーマー事業

耕作放棄地を県が借り受けて復旧し、企業を退職した中高年者等に広い面積の農地として貸し出すとともに、栽培研修を行っています。2021年度は、3.8haの農園を開設しました。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/homefarmer/index.html>



・かながわ農業サポーター事業

耕作意欲と一定の栽培技術を持つ都市住民を新たな担い手として育成するとともに、復旧した耕作放棄地を農地として耕作してもらう事業を行っています。2021年度までに、33.5haが耕作されました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/supporter/index.html>



・中山間地域等農業活性化支援事業

中山間地域等における耕作放棄地の発生抑制、土砂流出防止、地下水かん養、景観形成などの多面的機能の発揮を図るための事業です。2021年度は、小田原市ほか1市3町8集落(43.3ha)における地域ぐるみの共同活動に助成しました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f4253/index.html>



・多面的機能支払事業

農産物の安定供給と農地の多面的機能の発揮を図るための事業です。2021年度は、小田原市ほか9市2町28地区(1,066ha)において、農地や農業用水等を保全する共同活動に助成しました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f532130/index.html>



農業研修を受ける研修生
(中高齢ホームファーマー事業)



地域ぐるみで実施する農道の補修作業
(多面的機能支払事業)